

令和4年3月1日

尾道市建設部契約課

入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

令和4年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。
内容をご確認いただき、不明な点は契約課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 工事契約関係書類の押印の見直し
- 2 工事成績不良業者対策
- 3 尾道市建設工事優良成績者表彰制度の改正

問い合わせ先 建設部 契約課 0848-38-9282

1 工事契約関係書類の押印の見直し

工事契約関係書類（工事及び、測量・建設コンサルタント等業務）への押印について、一部の書類を除いて原則不要とします。ただし、真正性の確保のため、一部の書類について、現場代理人等の氏名や連絡先の記載を求めることとします。これにより、電子メールによる申請も可能になりますが、本人確認や文書の真正性の確認のため、電話等で内容を確認させていただくことがあります。なお、押印しないことを強制するものではありません。

○押印を存続する書類

- ①建設工事請負契約書（法令等による）
- ②建設工事変更請負契約書（法令等による）
- ③工事打合簿（電子押印）
- ④段階確認書（電子押印）
- ⑤材料確認書（電子押印）
- ⑥立会書（電子押印）

○実施時期

令和4年4月1日以降に作成する書類に適用します。

2 工事成績不良業者対策

建設工事の品質確保と技術力に優れた企業を育成するため、工事成績が著しく不良だった受注者に対し、ペナルティ措置を適用します。

○内容

成績評定対象工事において、工事成績が著しく不良であると認められる場合（工事成績評定点が54点以下の場合、又は55点以上64点以下の場合において1年以内に再発の場合）は、当該認定をした日から1か月以上3か月以内の範囲で指名除外措置を行います。ただし、工事成績不良の主な原因が措置済の別の指名除外要件による場合においては、現に行っている指名除外期間を控除することとします。（指名除外期間は内容により個別判断）

○実施時期

令和4年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用します。

3 尾道市建設工事優良成績者表彰制度の改正

インセンティブと市内業者の受注意欲を高めることを目的に表彰基準を見直します。

○改正内容

建築一式工事は85点以上を1件以上とします。（従前は80点以上を1件以上）
また、市内業者のみで構成されたJV工事について対象とします。（従前はJV工事は対象外）

○実施時期

令和4年4月1日以降に検査（評定）する案件から適用します。

契約課からのお知らせ

○受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム（調達案件一覧）より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

○開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。
入札回数は最大2回（再度入札1回）です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

○仕様書閲覧時のパスワード照会について

パスワード照会メール(nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp)を送信後、1時間程度経過しても返信メールが届かない場合は、契約課まで電話連絡をお願いします。

○各種申請等様式について

尾道市ホームページの更新日を確認の上、最新の様式をご利用ください。

○建築コンサル等業務委託契約における重要事項説明について

建築士法に基づく建築コンサル等業務委託契約者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ重要事項説明を行う必要があります。

○工事中情報共有システムの利用促進について

インターネットを利用して、受発注者間で工事施工、業務履行中に関する様々な情報を共有できる工事中情報共有システムの利用について、対象を土木工事において原則、設計金額500万円以上としておりましたが、令和4年度から土木工事関係（測量・設計コンサルタント等業務を含む）において原則、設計金額250万円以上に広げて運用を行います。